BML,Inc.
最終更新日：2015年7月10日
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長　近藤　健介
問合せ先：取締役常務執行役員経営企画部長　山下　勝司
証券コード：4694
http://www.bml.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、(1)コンプライアンス経営の実践、(2)経営の意思決定や業務執行のスピード化による競争力の確保、(3)リスクマネジメントの徹底を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。また各種IR活動を通じ積極的な情報開示に努め経営の透明性を高めていきたいと考えております。

＜会社の機関の内容およびガバナンス体制の状況＞
当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名（うち2名は社外監査役）で監査役会を構成しております。取締役会は、取締役11名（うち7名は執行役員を兼務）で構成され、うち2名は社外取締役であります。当社においては、原則として月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に
応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、重要な経営方針の決定および報告がなされ、監査役が取締役会の意思決定および業務執行の状況を監視しております。
　また、当社は、取締役会の機能強化（意思決定・監督）、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化を目的として、平成16年6月より執行役員制度を導入しております。事業を的確かつ迅速に運営できる執行体制を確立するために、権限の委譲された執行役員（13名）が事業執行にあたり、取締役は、執行役員会に出席するほか、各執行役員から業務執行状況の報告を受けることで経営監督を行い、取締役会において重要な経営方針の決定および報告を行っております。
　さらに、執行役員制度の導入とともに、取締役および執行役員の報酬については、成果主義や株主重視経営等の流れを踏まえ、役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションを導入しております。こうしたガバナンスシステムの改革と定着を図ることで、取締役会を含む当社の経営組織・意思決定機関をより戦略的・機動的なものとし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　　20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)ビーエムエル企画	3,590,028	16.31
近藤　健次	2,217,602	10.07
近藤　健介	1,475,597	6.70
(有)エステート興業	1,389,960	6.31
大塚製薬(株)	1,000,000	4.54
日本トラスティー・サービス信託銀行(株)(信託口)	927,000	4.21
STATE　STREET　BANK　AND　TRUST　COMPANY	844,100	3.84
第一生命保険(株)	439,000	1.99
(有)マトバリース	381,030	1.73
荒井　瑠美	377,786	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　　東京 第一部

決算期　　3 月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山村　敏夫	他の会社の出身者											
山本　邦克	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山村　敏夫	○	元昭和高分子株式会社代表取締役社長	経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。
山本　邦克	○	元銀泉株式会社代表取締役社長	経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、年4回程度の意見交換を行い、その主な議題は、監査方針、監査計画の調整および会計監査
報告の意見交換などを行っております。

監査役と内部監査部門との連携状況につきましては、年6回以上の意見交換会（内部監査室と少なくとも年2回、信頼性保証部と年4回）を行い、その主な議題は、会社の業務および財産の状況の調査と品質にかかわる業務改善などです。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齋藤　敏雄	公認会計士													
加々美　博久	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　敏雄		斎藤公認会計士事務所所長	公認会計士として培われた専門知識と経営に関する高い見識を有しておられ、当社の経営全般に的確な監視と有効な助言を頂けるためです。
加々美　博久	○	加々美法律事務所所長	裁判官および弁護士としての専門知識および経験から、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言が期待できるためです。 また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利

			益 相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額を、年額3，000万円または普通株式12，000株を上限とします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

従業員への付与対象は執行役員とし、その年間上限枠は、普通株式3，000株とします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

H27／3期における当社の取締役に対する報酬額は下記の通りです。
取締役13名の年間報酬総額：328百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期の取締役および監査役の報酬等の額は、事業報告および有価証券報告書において開示しております。内容は下記のとおりです。

【取締役】支給人員13名
　基本報酬：319百万円
　ストックオプション制度による報酬：8百万円
　取締役合計：328百万円
【監査役】支給人員4名
　基本報酬：20百万円（うち社外監査役6百万円）
　監査役合計：20百万円

なお、報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にて個別開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

月1回の監査役会を開催し、情報共有を図ると共に、必要に応じて社内監査役より個別に情報伝達等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、関係会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。また、専門分野である検査部門を主な対象として、信頼性保証部による内部監査があわせて実施されており、法令遵守、内部統制システム、リスクマネジメント、品質、環境等についての評価と指導が行われています。また、監査役は、取締役会等をはじめとする社内の重要会議に出席するほか、重要な決議書類等の閲覧、本社および主要な事業所の業務および財産の状況調査等により、厳正な監査を実施しております。さらに、監査室と監査役の連携として、監査役会への内部監査結果の報告、監査室と監査役との共同監査等が行わ

れ、適宜情報の交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度の定着を図り、監督と執行の明確な分離を推進することにより、取締役会の機能強化、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化をめざしてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日前に発送するように努めています。 平成27年総会（開催日6月26日）の発送日は、6月5日でした。
その他	株主総会においてビジュアルによるわかりやすい説明を工夫しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	確定決算及び第2四半期決算の決算発表後、年2回決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリースのほか決算短信、株主向け報告書を掲載しています。 また決算説明会の動画および資料を、開催後一定期間掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署は経営企画部であり、取締役常務執行役員経営企画部長が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、その存在意義として「豊かな健康文化を創造します。」と宣言し、顧客・株主等を問わず、広く医療の発展と人々の健康づくりに貢献することをめざしています。この理念は「BML企業理念」に盛り込まれ、グループ全役職員の規範としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、人々の健康と地球環境の保全に積極的に貢献することを基本理念とした「環境方針」を掲げています。また、温室効果ガスの削減など目標を定め積極的に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記の内容をホームページに掲載しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制においては、役職員一人ひとりが、法令を遵守し、当社企業理念および「コンプライアンスマニュアル」等に定める行動規範を根幹とし、高い倫理観をもって、公正かつ透明な企業活動を行うことにより、社会的使命を果たすことを基本としております。

(1)当社は、取締役会を経営方針の決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役の責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、機動的な対応を行っている。取締役会は、社員等が共有する全社的目標として、中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行するものとする。

(2)コンプライアンス体制については、グループ会社を含む全役職員を対象とする「コンプライアンス規程」を制定する。
あわせて行動規範を示した「BMLグループコンプライアンスマニュアル」を定め、研修を適宜実施することにより意識徹底に努めている。またコンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するとともに、社内通報制度「コンプライアンス・ポスト」を運営する。

(3)リスク管理体制については、BMLグループのRM(リスクマネジメント)基本方針を定め、その実行のため「リスクマネジメント基本規程」に基づきRMシステムを構築する。RMシステムを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。
また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部(部内に法務室を置く)を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行なう。

(4)関係会社に対する管理等について「関係会社管理規程」を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図る。コンプライアンス体制およびRM体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行う。

(5)当社は、反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨むものとする。
また警察署やその関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは「コンプライアンスマニュアル」において、下記のように定め、適宜研修等を通じて社内への周知・徹底に努めています。

＜反社会的勢力との関係遮断＞
1. 私たちは、暴力団、総会屋などにどのような名目でも金品の提供はしません。
2. 私たちは、暴力団、総会屋などを恐れず毅然とした対応をします。
3. 私たちは、問題解決の手段として、暴力団、総会屋などを利用しません。
4. 私たちは、反社会的な活動を行う個人や団体から接触を受けた場合は、個人で対応せず、上司に報告し会社組織としての対応をします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――